

インフルエンザに係る対応について

平素より、本学校園の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により、感染するおそれのある期間は出席停止となり、医師の指示に従い休養をしていただきます。

従来は、医師から治癒したことを証明する「治癒証明書」の提出をお願いしておりましたが、インフルエンザの患者が急増している場合、「治癒証明書」の発行のために園児・児童・生徒が医療機関を再受診することは、医療体制を確保する上で支障となること等の理由により、市町によっては「治癒証明書」を発行しない医療機関も有ります。

三原市においては、三原市教育委員会と医師会で協議をし、従来の「治癒証明書」に代わるものとして「インフルエンザ経過報告書」を再登校（園）の際に保護者から提出していただくようになっております。

本学校園におきましても、感染症のなかの「インフルエンザ」に限り、園児・児童・生徒の出席停止を行った場合の再登校（園）に際して、医療機関による「治癒証明書」の提出は不要とさせていただきます。但し、感染拡大防止のため、「インフルエンザ経過報告書」を保護者の方が記入し、再登校（園）の際に提出をすることとさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

